指定学校に関する規則

2018年4月1日規則第45号

目 次

第1条 (目的) 第2条 (用語の意義) 第3条 (指定基準) 第4条 (指定の申請) 第5条 (指定方法) 第6条 (指定期間の限定) 第7条 (指定期間の限定) 第8条 (継続指定申請) 第9条 (学校内容の変更通知) 第10条 (指定の取消し) 第11条 (施行細目)

(目的)

附則

第1条 この規則は、大阪市高速電気軌道株式会社(以下、「当社」という。)が、当社高速鉄道 (中量軌道を含む。以下「当社線」という。)の通学定期券(連絡通学定期券を含む。以下同 じ。)を発売する学校の指定について必要な事項を定め、もつて事務の適正化を図ることを目的と する。

(用語の意義)

- 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下同じ。)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校及び他の法令に基づいて設置された教育施設をいう。
 - (2) 国公立の学校 国及び地方公共団体が設置した学校
 - (3) 指定学校 当社が通学定期券を発売する学校として指定したものをいう。

(指定基準)

- 第3条 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校について指定学校として指定する場合の基準 は、次のとおりとする。
 - (1) 監督庁の認可の日及び開校の日のいずれからも1年以上経過していること(国公立の学校及び学校教育法第130条第1項に基づき設置の許可を受けた専修学校については、この限りでない。)
 - (2) 修業期間が連続して12月以上であること
 - (3) 授業時間数が1年間700時間以上であること
 - (4) 生徒の部科別の定員が40人以上であること
 - (5) 入学期又は卒業期が年2回以内であつて固定していること
 - (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ又は卒業させていないこと
 - (7) 1週間の授業日数が5日以上、授業時間数が18時間以上であること
 - (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと

(指定の申請)

- 第4条 学校の代表者は、指定学校として指定を受けようとする場合は、次に掲げる申請書類を当社 に提出しなければならない。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校 学校指定申請書(別記様式第1号)

- (2) 前号以外の学校
 - ア 学校指定申請書
 - イ 監督庁の認可の写し
 - ウ 学校調書 (別記様式第2号)
 - エ 学校内容、設備に関する参考書類

(指定方法)

- 第5条 学校指定の申請があつた場合は、申請書を審査し、前条第1号の学校については全部に対し、前条第2号の学校については申請書類に基づき調査し、第3条に規定する指定基準の条件を具備し、かつ、指定を適当と認めるものに対し当社が指定する。この場合、部科を設けている学校については、部科ごとに指定する。
- 2 前項により指定学校として指定したときは、学校の代表者に対し指定通知書(別記様式第3号) を交付する。

(指定期間の限定)

第6条 指定学校として指定する場合、期間を限定して行うことがある。

(指定部科追加申請)

第7条 指定学校が既に指定されている部科以外の部科について追加指定を受けようとする場合は、 第4条に規定する申請手続を行わなければならない。

(継続指定申請)

第8条 期間を限定して指定された指定学校が、期限後に引き続き指定を受けようとするときは、期限の3日前までに、申請手続を行わなければならない。この場合、申請書類の一部を省略することができる。

(学校内容の変更通知)

- 第9条 指定学校が休校若しくは廃校するとき又は学校名、部科名、所在地及び学則その他指定申請 内容に変更を生じたときは、すみやかに当社に届け出なければならない。
- 2 部科を設けている学校が、部科ごとに指定されている場合も、また同様とする。

(指定の取消し)

第10条 当社は、指定学校で通学定期券の発売が適当でないと認めたときは、その指定を取り消すことがある。

(施行細目)

第11条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

別記様式1号 (第4条1号)

(様式第 1号)

学校指定申請書

本校は次の各号の条件を堅く守りますから、本校を通学定期券発売校として、 ご指定下さいますようお願いいたします。

- 通学定期券使用に関する規定を遵守し、もしこれにそむいたときは当校において一 切の責に任ずること。
- 2 通学定期券使用者には所定の「学生証、生建証又は児童証等(以下「証明証」とい う。)」を携帯せしめ、乗降の際、係員の請求があるときは何時でもこれを提示させるこ 2
- 3 証明証を交付したときは、台帳に証明証の番号、住所、氏名、年齢、通学区間、そ の他必要事項を記入しておくこと
- 学校所在地、学校名、学校代表者、学則の変更等の場合は、遅滯なく通知すること。 また通学定期券使用者の退校等により通学定期券使用資格を失った場合も、同じとする。 係員が学籍簿、証明証発行台帳その他の関係書類の閲覧を求めたときは、何時でも これを提示すること。
- 6 証明証、通学証明証を不正に発行し、これによって通学定期券を購入し、使用させないこと。もしこれにそむいたときは、所定の運賃及び附増運賃に相当する金額を支払う こと。 7 前各号にそむいたときは、何時指定を取消されても異議を申さないこと。

年 月 日

大阪市高速電気軌道株式会社 様

学校所在地

準拠法令

学校名

校長名 印

別記様式第2号(第4条2号のウ) 学校調書(その1)

				学	<u> </u>	校		調書				(その1)				
校																
名																
所在地	郵便者	計					電話番	号								
D	部料別	② #第年是	③ 入学期	④卒薬期	⑤ 随時入 学を第	⑥ 1部学科 の専御を	表を認	金金金金	(9) 生 後 現在數	⊕ 年間休! 休眠期間			① 1時間当 9実際授	(8) 現行学則 の実施年		
		46	Я	Я	ib 6th	部のるか	10 Edn	- 4		in-quality.	, rose to	H	薫時分 分	月日 年月日	=	
														年月日	の横には最近学年度(四月一	
														年月日	月一日又は十月一日	
														年月日	日又は十月一日から翌年十月一日から翌年三月末日又は大月末日まで)一カ年間の実績を辞額に記入して下さい	
															から翌年三月末	
														年月日	日又は九月末日ま	
_														年月日	で)一カ年間の実	
_	上記の	とおり相	違かり	ません		年	Л	日 (4	校長名	š)		(校៛	長公印)		の様を辞載に記り	
	大阪市	高速電	电気軌	道株式	会社					1	様				いして下	

学校調書(その2)

	(本社	前記入	不要)					(₹	の 2)									
#				設立	準据	货合													
#	定期限		毎		Л	日まで					認可	番号							
												監督	la de						
##				_															
定											認可	年月日	1			年	J	ł	H
部料											開校	年月1	1			年	,	1	Н
**											6.1	り駅は	5			ŵ	1		駅
0	© range-overs			n team 100 100											_				
部科別	- 182 PO 1075 H				(2) 年間個人 当り授業									、通学、卒業及び出席の状					
EP47.00	授業日	開始	終了 時分		時間数	総時間数	推別	月	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Я	Д	Я	Д
	月曜日 火 7	1000	MF 50		75.30	PER	月始め 入 学	40	- 6	-	- 4	- 8.	- 8.	- 8	- 8	- 8	-	-	-
	水 #			1			选学		_	_	_	_	_	_	_		_		
	* *			1			卒 葉												\vdash
	金!						月 末												
	土 #						出席率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	7
	月曜日				_		月始め		_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-
	火 』						入学												
	* *			1			进学												\vdash
	木 #						卒業												
	金 #						月 末												
	± #			-			出席率								ı				
	月曜日				-		月始め	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	火 #						入 学												
	水业						进 学												
	* *						卒 薬												
	金月十月			-			月 末		\vdash	_	\vdash	\vdash	_		\vdash	-	-	-	\vdash
	B #			1			出席率								ı				
	月曜日			$\overline{}$			月始め		_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_
	火 #			1			入 学												
	水 #						进学												
	* *						卒業					_					_		\vdash
	金 /			1			月末					-	_		\vdash		-		\vdash
	B #			1			出席率								ı				
	月曜日				-		月始め		-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-
	火工			1			入 学												
	* "						退学								\vdash				
	余 #		_				卒業				\vdash	\vdash			—	_	-	\vdash	⊢
	金ょ						月 末	\vdash		\vdash					\vdash		\vdash		\vdash
	H #						出席率												
	月曜日						月始め		_	_	_	_	_	_	-	-	_	-	_
	火 #				l		入学												
	水 #				l		退学					_							\vdash
	本 #						卒 葉 月 末												\vdash
	+ /		\vdash		l		-												\vdash
	D /		-	1	I		出席率			1					ı		ı		1

別記様式第3号(第5条) 指定通知書

⁽注意)
1.本調査は学校長が記入して下さい。
2.①確には最近学年度一カ年間の実績を詳細に記入して下さい。
(四月一日又は十月一日から歴年十月一日から翌年三月末日又は九月末日まで)

様

大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部駅務部 駅務課長

指定通知書

貴校を下記のとおり指定し、通学定期券を発売します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定部科

3 指定日

年 月 日

4 指定期限

年 月 日

- 5 その他
 - (1) 学校指定の継続申請は、指定期限の前年11月末までに必ず行ってください。
 - (2) 指定基準の要件および指定部科に変更があった場合は、速やかに変更願を提出してください。

附則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。